

(井野先生の質問に対する保安院からの回答)

質問3 保安院から「伊方2号炉保安規定認可審査結果(案)」が示されたが、この審査が前提とした現行の高経年化対策審査基準が妥当なものかどうかを見直す必要がある。福島事故を受けて、おおもとの安全設計指針の見直しが進められているという過渡期にある現在、30年目の高経年化技術評価についての判断も、条件付き、あるいは仮の評価であるべきと考えるがいかがか。そのことを審査結果の報告書に明示していただきたい。

(答)

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、バックフィット制度や40年運転制限制度の導入等を内容とする法改正案が国会に提出されているところであるが、このうち、バックフィット制が法定化されれば、運転年数に関わらず既存プラントは一律に新しい指針や基準への適合が義務付けられることになる。具体的な新制度の内容については、30年目の高経年化技術評価制度を含め、今後、新規制庁において検討が進められることとなると考える。具体的な制度内容や審査基準が決定されるまでの間は、現行審査基準により評価を進めざるを得ない。このため、現行審査基準に基づけば、審査結果に条件を付す必要はないと考える。